

広報

どうし

道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きることに誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくりたい。
- 一、生産に励み豊かな村をつくりたい。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め文化の村をつくりたい。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくりたい。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくりたい。

2004 February 2月号



平成16年成人式

輝かしい門出の新成人 明日への飛躍が期待されます
晴れて大人の仲間入り

祝成人 おめでとう ございます



誓いの言葉を述べる大房由美子さん

一月十一日中央公民館において、平成十六年道志村成人式が華やかに行われ、色艶やかな振袖や、羽織袴、スーツに身を包んだ新成人三十一名の成人者を迎え、厳粛かつ盛大に行われました。

午後一時三十分からの式には村議会議員をはじめ、多数の来賓が出席いたしました。式典では、佐藤村長の式辞をはじめ、村議会議長、選挙管理委員会委員長、また、教育委員会委員長のお祝いのことばが述べられ、新しく成人となった若者たちを祝福しました。

また、成人者も人生の先輩からの心暖まる励ましを受け自覚が持てたようでした。

新成人を代表して大房由美子さんが「大先輩の方々から戴いた教訓をしっかりと噛み締め、修養に努め、人格を磨き、成人としての重い責任を果たすべき義務、与えられる権利をしっかりと勉強して、自信と勇気をもって正しい人生の道を歩みたい」と力強い誓いの言葉が述べられ来賓の方々から祝福と激励を受けました。

新しい時代を担う若者としての決意と自信に満ち溢れていました。新成人の御活躍を期待いたします。

はたちのしおりに

投稿いただいた新成人一言（敬称略）

杉本 淳司

これからは、二十歳としての自覚を持ち今まで以上に責任を持った行動をとりたいです。

また、今しか出来ないことを無理してでも挑戦していけたらいいと思います。

近況報告：関東学院大学在学中。

佐藤 美紀

二十歳を迎え、今後は成人としての自覚や責任を持つと同時に、様々な事に挑戦していきたいと思えます。

近況報告：大学で経済学を専攻しています。

大房由美子

二十歳となり、ついに自分も成人式を迎えることになりました。まだまだ大人にはほど遠いと感じられる自分ですが、これからは、落ち着いた責任のある行動を心掛けていきたいと思えます。

日々学習することを忘れず、一日一日を笑顔で充実した日に行きたいです。

近況報告：学生です。



二十歳を迎えて抱負を一言





友達とのスナップ

山本 智司

二十歳を迎えてこれからは、一人の大人として自らの行動に責任を持つていきたいと思えます。

近況報告：専門学校卒業予定。

水越 康貴

自分は、二十歳を迎えてあまり実感がわきません。でもハタチになつたという事は、大人の仲間入りです。

これからは自分の行動に責任をもち、他人に迷惑をかけないようにしたいです。自分は部活や勉強でつまずきそうになるたびに、相田みつをさんの「つまずいたつていいじゃないか人間だもの」という言葉を思い出します。この言葉を一生忘れる事なくこれからの大学生活を一日も無駄にする事なく自分で精一杯やれる所まで頑張りたいです。

近況報告：日本大学生物資源科学部の二年生です。これから

の環境問題について学んでいきます。大学の部活で重量挙げをしています。

山本由里子

私にとつての二十年間はとても大切な時間だつたと思います。大事な友達も、身に付けた知識も全て今の私には必要なものばかりです。それでもまだ、「大人」と呼ばれるには未熟すぎて、足りないものが多いと思えます。

二十歳という年齢になつたからこそ強い意志を持つて、「反省しても後悔はしない」そんな毎日を過ごしたいです。今しか出来ない事を楽しんで、たくさん遊んで、周りから必

要とされる人間になれるように頑張ります。

近況報告：富士吉田市「池谷正志税理士事務所」で働いています。

山口 洋介

二十歳を迎えて、中学、高校等ですつと怒られてきた喫煙、飲酒。未成年のくせにという一言。もう誰にも文句は言わせない。しかし二十歳を過ぎたという事は、もう大人の仲間入り。今までカジつてた親のすねを離さなければいけない歳でもある。まして俺は、大学生ではなく社会人なのでなおさらのこと。

今の世の中、楽な仕事なんて何も無い。イヤな仕事も「住めば都」というように、自分が楽しくしてしまえばいい。今の俺自身そうであるように。ファイト!!

近況報告：埼玉の陸上自衛隊朝霞駐屯地の体育学校というところ、高校からやってるウエイトリフティングをいまだに続けてます。

佐藤 一光

なんとか二十歳を迎える事が出来ました。これからは一人の大人としての自覚を持ち、責任ある行動をし

ていきたいと思えます。

近況報告：会社員

山口 諒子

私が生まれてもう二十年が過ぎました。今まで当たり前に年を取ってきた私ですが、今日の世界ではそのような事が困難である子供達がたくさんいます。この二十年間何事もなく、平和にこの時を迎えられたことを幸せに思い、感謝の気持ちでいっぱいです。これからも一日一日を大切に、日々頑張りたいと思えます。

近況報告：大学で薬学を学んでいます。

山口 沙織

月日が経つのは早いもので、私ももう二十歳です。あまり実感がわきませんが、これからは大人として扱われることになりました。今までお世話になつた人達への感謝の気持ちを忘れずに、自分の行動に責任を持つて、毎日充実した日々を過ごしたいと思えます。

道志村消防団出初式



団長の訓辞 大田博文

一月十二日新春恒例の道志村消防団（団長 大田博文）の出初式が多数の来賓を迎え、道志村村民グラウンドにおいて挙行されました。

出初式は、総指揮官の号令により、消防団員及び消防車両入場で始まり、人員報告、開式の辞、団旗入場、国旗掲揚、団長訓辞、村長挨拶、新入団員紹介、宣誓が行われ、続いて山梨県消防協会長及び、道志村長の感謝状贈呈と消防活動に対し功績が認められた団員の表彰が行われました。日頃は多忙な生業のかたわら、崇高な消防精神と強い責任感をもって



団旗に注目

火災をはじめ、各種災害から地域住民の生命、財産を守るとともに、社会情勢の変化により益々複雑多様化の傾向にある災害等に即応するため、地域住民から信頼される消防団員として、日夜献身的な活動を続けております。又昨年十一月には自治体消防五十五周年記念大会にラッパ隊が出場演奏を行い栄誉の表彰を受け、出初式において伝達及び特別表彰が行われました。消防団の今後の活動が期待されます。

表彰

山梨県消防協会会長表彰

甲種功労賞

佐藤和彦

乙種功労賞

杉本明美、佐藤太清、佐藤 久

山口晃司、佐藤正男、諏訪本栄

山梨県消防協会東部支部長表彰

支部長表彰

佐藤貢三、築地文博、山口哲央

山口勝二、佐藤明仁、池谷芳彦

山梨県富士北麓・

東部地域振興局長表彰

消防功労者

佐藤和彦、長田門昭

都留警察署長及び

山梨県防犯協会都留支部長表彰

山本義信、池谷 勝、佐藤大仁、

出羽達彦、長田和夫

伝達及び特別表彰

自治消防五十五周年記念大会出場

ラッパ隊長他十八名



消防団員の整列



ラッパ隊の演奏

道志村消防団長表彰

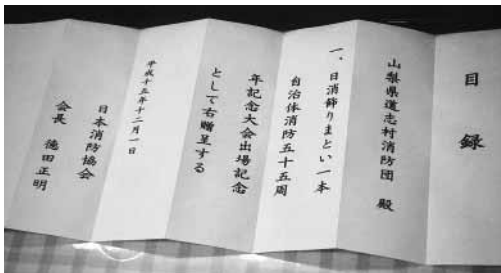


小型ポンプ操法

永年勤続章（二十年勤続）
 佐藤大仁、佐藤太清、佐藤久、
 佐藤万寿人、菅谷浩光、山口栄一、
 長田和夫、池谷実
 永年勤続章（十五年勤続）
 佐藤照敏、佐藤光美、山口晃利、
 山口義弘、菅谷克士、佐藤徹、
 佐藤久憲、杉本正広、山口昌寛、
 池谷欣寿、渡辺三次、佐藤真澄、
 出羽強一、杉本靖夫、池谷寿広、
 杉本公夫、杉本孝造、池谷一弘、
 水越正幸、加藤晃、長田勝彦、
 優良章（十年勤続）
 菅谷輝勇、水越直樹、山口昭信、
 水越政治

平成十五年度新入団員

佐藤靖行、半田弘光、杉本正人、
 山口昇、山口博信、渡辺和貴、
 佐藤友和、杉本稔、杉本純哉、
 杉本高一、池谷修一、長田聡、
 柏村承德、
 水越彦衛



自治体消防五十五周年記念大会に出場
 ラッパ隊演奏表彰を受ける
 （出初式に披露）



道志溪谷～山中湖畔～忍野八海

駅伝競走大会

第十八回新春の富士山麓を走る道志溪谷～山中湖畔～忍野八海駅伝競走大会が一月十一日、道志村役場前において開会式が行われ、南都留陸上競技会、流石会長の挨拶をはじめ、道志村長、教育長の挨拶が行われました。また、選手を代表して道志中学校の蓬萊 弾選手が力強い宣誓を行い、午前十時に役場前を佐藤村長の号砲の合図により一斉にスタートを切りました。

一般、壮年、中学などの部門で忍



選手宣誓、道志中学校 蓬萊 弾選手

野村役場をゴールとする五区間で競いました。
 沿道でのご声援ありがとうございました。

今回の優勝チームは次の通りです。

優勝
 一般男子 北富士自衛隊
 一般女子 桂高等学校A
 壮年の部 北富士自衛隊
 中学男子 都留第二中学校A
 中学女子 道志中学校



役場前を一斉にスタート



今月号は、1月に「都留市・西桂町・秋山村・道志村合併協議会」が廃止になりました。この経緯について、報告いたします。

都留市・西桂町・秋山村・道志村合併協議会の廃止理由

市町村の合併の特例に関する法律第4条の2第1項に規定する住民発議に基づき、平成15年11月28日に都留市・西桂町・秋山村・道志村合併協議会を設置し、それぞれのまちが持つ地域特性と潜在的能力を活かした21世紀にふさわしい新しいまちづくりを目指して、新市建設計画の策定をはじめ、各種事務事業を調整した協定項目の作成等に取り組もうとしていました。

しかし、誠に残念なことながら、西桂町においては、平成15年10月に実施した合併に関する住民アンケート調査の結果を踏まえて、平成16年1月14日に合併協議会からの脱退表明がなされ、これを受けて、4市町村で合併協議会の今後の方向性について協議した結果、平成16年1月31日をもって廃止する旨の結論に至りました。

この理由により、協議書を作成し、村議会に諮り、廃止案件を可決しました。
以降は、経緯について記載します

平成14年

- 9月19日 各合併協議会設置同一請求代表者(以下「各同一請求代表者」という。)は、県知事に対し、都留市、西桂町、秋山村、道志村(以下「4市町村」という。)を同一請求関係市町村とする合併協議会設置請求が同一であることの確認を申請する。
- 30日 県知事は、4市町村の長に対し、4市町村を同一請求関係市町村とする合併協議会設置請求が同一であることを確認した旨通知する。
各同一請求代表者は、4市町村の長に対し、署名収集の手続きにかかる請求代表者証明書の交付申請を提出する。
- 10月8日～9日 4市町村長は、各同一請求代表者に合併協議会設置請求に係る同一請求代表者証明書を交付する。
各同一請求代表者は、4市町村内において署名活動を開始する。
- 27日～28日 各同一請求代表者は、署名活動を終了する。
- 28日～29日 各同一請求代表者は、4市町村の選挙管理委員会に対し、4市町村を同一請求関係市町村とする合併協議会設置請求者署名簿(以下「設置請求署名簿」という。)を提出する。
- 29日 4市町村の選挙管理委員会は、設置請求署名簿の審査を開始する
- 11月11日～17日 4市町村の選挙管理委員会は、設置請求署名簿の審査を終了する。
- 12日～18日 4市町村の選挙管理委員会は、設置請求署名簿の縦覧を開始する。
- 18日～24日 4市町村の選挙管理委員会は、設置請求署名簿の縦覧を終了する。
- 18日～25日 4市町村の選挙管理委員会は、各同一請求代表者に設置請求署名簿を返納する。
- 21日～26日 各同一請求代表者は、4市町村長に対し、合併協議会請求書を提出する。
4市町村の長は、合併協議会設置請求があった旨告示する。
- 12月20日 都留市議会は、合併協議会設置に関する協議について可決する。
道志村議会は、合併協議会設置に関する協議について可決する。

平成15年

- 3月7日 西桂町議会は、合併協議会設置に関する協議について可決する。
- 20日 秋山村議会は、合併協議会設置に関する協議について否決する。

31日	4市町村の長は、各同一請求代表者に4市町村の議会の審議結果を通知する。 また、県知事に対して、その旨報告する。
	4市町村の長は、4市町村の議会の審議結果を告示する。
4月11日	秋山村投票実施請求代表者(以下「投票実施請求者」という。)は、秋山村選挙管理委員会(以下「秋山村選管」という。)に対し、署名収集の手續きにかかる投票実施請求署名収集証明書の交付申請を提出する。
4月18日	秋山村選管は、投票実施請求者に投票実施請求代表者証明書を交付する。
23日	投票実施請求者は、秋山村内において署名活動を開始する。 (4月28日から6月15日までの49日間は、秋山村長選挙のため署名禁止)
7月6日	投票実施請求者は、署名活動を終了する。
7日	投票実施請求者は、秋山村選管に対し、4市町村を同一請求関係市町村とする合併協議会設置投票実施請求者署名簿(以下「投票請求署名簿」という。)を提出する。
	秋山村選管は、投票請求署名簿の審査を開始する。
25日	秋山村選管は、投票請求署名簿の審査を終了する。
26日	秋山村選管は、投票請求署名簿の縦覧を開始する。
8月1日	秋山村選管は、投票請求署名簿の縦覧を終了する。
7日	秋山村選管は、投票実施請求者に投票請求署名簿を返還する。
8日	投票実施請求者は、秋山村選管に対し、4市町村の合併協議会設置協議について、選挙人の投票に付するよう請求する。
9月11日	秋山村選管は、住民投票を実施する旨告示する。
21日	秋山村は、4市町村の合併協議会設置の是非を問う住民投票を実施し、即日開票の結果、有効投票の総数の過半数の賛成がある。 秋山村選管は、4市町村の合併協議会設置にかかる投票の結果を告示する。
10月6日	秋山村選管は、4市町村の合併協議会設置にかかる投票の結果の確定を告示する。
11月5日	4市町村の長は、合併協議会設置に関する協議書及び規約に関する協議書を締結する。 4市町村の長は、合併協議会の設置及び規約について告示する。
28日	合併協議会の第1回会議を開催する。

平成16年

1月14日	合併協議会 会長、正副会長会議(4市町村長会議) 西桂町長より、合併協議会の離脱表明(承認を得る)
22日	合併協議会の第2回会議を開催する。 西桂町長より、合併協議会の離脱表明(承認を得る) 合併協議会の廃止を決定する。
28日	西桂町・秋山村・道志村の議会において 都留市・西桂町・秋山村・道志村合併協議会の廃止案件の可決
30日	都留市議会において 都留市・西桂町・秋山村・道志村合併協議会の廃止案件の可決
2月2日	4市町村長は、合併協議会の廃止に関する協議書の締結、告示 山梨県知事への届出 合併協議会の廃止について